

船橋市子育て情報アプリ導入業務委託プロポーザル仕様書

1. 件名

船橋市子育て情報アプリ導入業務委託（以下「本業務」という。）

2. 仕様書の目的及び適用範囲

この仕様書は、船橋市（以下「本市」という。）が実施する本業務に係るプロポーザルに参加する者が提案すべき内容について、基本的な事項を示すものである。

なお、本仕様書に定めのない事項であっても、システムを正常に稼働させる上で必須の事項については、必ず提案を行うこと。

また、仕様の詳細については、本業務の受託候補者として特定された者と本市との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではないことに留意すること。

3. 委託期間

(1) 子育て情報アプリ構築業務

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日まで

※ 構築期間は概ね 2 か月。

(2) システム運用保守業務

平成 30 年 3 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日まで

※ (2)については、本業務受託者に別途委託予定。ただし、各年度の予算配当があることを契約締結の条件とする。

4. 運用開始時期

平成 30 年 3 月

5. 目的

本市では、平成 27 年 3 月より、船橋市子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」（以下「ふなっこナビ」という。）を運用し、市の子育て情報を効率的に検索できるサービスを提供しているところであるが、昨今は、個々の状況に応じた通知を受け取ることができるプッシュ型の情報配信へのニーズが高まっている。

そこで、よりリアルタイムで、子供の年齢・居住地域等の属性に合わせた情報を個別に配信するスマートフォンアプリケーション「船橋市子育て情報アプリ」を構築することにより、子育て中の保護者の不安感や孤立化を解消するとともに、子育ての充実感の増加と負担感の減少を図る。

6. 作業場所

船橋市役所健康福祉局子育て支援部子ども政策課及び子ども政策課の指定する場所

7. 業務内容

(1) スマートフォンアプリケーションの設計及び構築

- ① 提供するサービスとして、主としてア～ウの機能を含んだスマートフォンアプリケーション（以下「アプリ」という。）を作成する。ア～ウ及びその他の機能設計・構築の内容は、様式3「船橋市子育て情報アプリ機能仕様一覧」を参照するものとし、必須項目には必ず対応すること。なお、アプリに掲載する情報については、本市と協議の上決定するものとする。

ア パーソナライズ機能

利用者が子供の年齢・居住地域等の属性を登録することにより、属性に合わせた情報の表示ができる機能。

イ プッシュ通知機能

情報が発信と同時に利用者の端末に表示されるプッシュ型の情報配信を行う機能。

ウ スケジュール管理機能

利用者が妊婦健診・乳幼児健診・予防接種のスケジュールを管理することができる機能。

- ② 構築にあたっては、既存のアプリとの差別化を図り、本市が独自に開発することによる利便性を備えることを目指しつつ、カスタマイズによる費用対効果も考慮すること。
- ③ 本市が保有する端末で情報更新できるシステム、及び管理画面を構築すること。管理者機能の内容については、様式3「船橋市子育て情報アプリ機能仕様一覧」を参照するものとし、必須項目には必ず対応すること。
- ④ データセンター（クラウドサービス）を前提としたサーバの構築を行うこと。サーバ要件の内容については、様式3「船橋市子育て情報アプリ機能仕様一覧」を参照するものとし、必須項目には必ず対応すること。
- ⑤ 構築されたアプリを iOS、AndroidOS で作動する端末に対応させること。開発中のバージョンアップには、これに対応すること。
- ⑥ 構築されたアプリの周知を図るため、啓発チラシ及びポスターのデザインを作成すること。
- ⑦ 本市が実施している既存サービス（メール配信サービス・子育て情報サイト）との連携について、関連情報の更新が煩雑にならないよう留意し、連携方法について具体的に提案すること。
- ⑧ 運用管理マニュアル、システム操作マニュアルを策定し、システム導入までに職員に対し研修を行うこと。

(2) システムの運用及び保守

運用・保守の内容については、様式3「船橋市子育て情報アプリ機能仕様一覧」を参照するものとし、必須項目には必ず対応すること。また、保守期間中にシステムに変更・修正を加えた場合には変更履歴を管理すること。その際は、マニュアル類もあわせて修正し、納品すること。

8. セキュリティ対策・データ保全

- (1) 本システムで取り扱われる情報について、「個人情報の保護に関する法律」、「船橋市個人情報保護条例」、「船橋市個人情報保護条例施行規則」及び「船橋市情報セキュリティ対策基準」に追従したシステムとして整備すること。
- (2) システム開発の設計段階において、可用性、完全性、機密性の面からセキュリティに関する設計内容を明確にし、本市の同意を得ること。
- (3) 開発用機能またはシステム検証での遠隔ルート等が作成されている場合は、不正アクセス防止のため、本番移行時まで確実に除去すること。
- (4) その他、セキュリティ対策・データ保全の内容については、様式3「船橋市子育て情報アプリ機能仕様一覧」を参照するものとし、必須項目には必ず対応すること。

9. 業務推進体制・進行方法

(1) 業務推進体制

- ① 構築に必要なハードウェア・ソフトウェアについては、すべて受託者にて用意すること。
- ② 本業務の遂行にあたって、業務実施体制及び個別業務ごとの連絡窓口を明示するとともに、各業務を確実に遂行するため、業務全体の責任者及び個別業務ごとの責任者・担当者を定め、明示すること。

(2) 進行方法

- ① 受託者は契約後速やかに作業計画書を作成し、本市の承諾を得ること。
- ② 本市から進捗報告を求められた場合は、受託者は進捗管理、品質管理、課題管理の状況を本市に報告すること。

10. 成果物と提出期限

(1) 作業計画書

契約締結後速やかに

(2) システム全体及び個別のテスト計画書及びテスト実施要領

テスト実施後速やかに

(3) システム全体及び個別のテスト結果報告書

テスト実施後速やかに

(4) アプリ一式

運用開始時

(5) 設計書ドキュメント、マニュアル類及びサーバ情報

アプリ一式納品時

(6) 管理者用マニュアル

アプリ一式納品時 その後、マニュアルに修正が出た場合は速やかに

(7) 業務完了報告書、課題管理表

アプリ一式納品時

(8) 運用保守体制図、打合せ等の議事録

アプリ一式納品時

- (9) 啓発用チラシ、ポスターデザイン
アプリ一式納品時
- (10)(1)～(9)の電子データ（CD-R 等）
アプリ一式納品時
※ファイル形式は、Word 形式または Excel 形式とする。

1 1. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 船橋市情報セキュリティ対策基準
※船橋市情報セキュリティ対策基準については、非公開資料のため、契約締結時に提示する。
なお、同基準は総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（平成 27 年 3 月発表）に準拠しているため、同ガイドラインを参考とすること。
- (2) 船橋市個人情報保護条例
- (3) 船橋市個人情報保護条例施行規則
- (4) 船橋市契約規則
- (5) その他関係法令及びガイドライン

1 2. 秘密の保持等

受託者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

1 3. 規約範囲外利用の禁止

受託者は、本市のデータを契約の範囲を超えて利用してはならない。また、アクセス権のない情報等にアクセスしてはならない。本市が必要と認める場合を除いては、受託者は個人情報を第三者と通信回線によって結合して処理してはならない。

1 4. 無断複製及び持ち出しの禁止

受託者は、本市の保有する資料及びデータを複製または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

1 5. 個人情報の保護

- (1) 受託者は、船橋市個人情報保護条例を含む関係法令並びに船橋市情報セキュリティ対策基準を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、業務に係る個人情報（個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう）の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な

措置を講じなければならない。

16. 著作権その他知的財産権

成果物の著作権その他知的財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は本市に帰属するものとする。ただし、成果物に関し、受託者又は第三者が従前より保有する知的財産権については、受託者又は第三者に留保されるものとし、本市は、業務目的の範囲内において、契約期間に関係なく、自由に使用できるものとする。

17. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

18. 本仕様書に定めのない事項への対応

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、本市と受託者の協議によるものとする。